

# 平成23年度当初予算を可決

## 知事説明要旨

「未来に羽ばたく元気な和歌山」を実現するために、まず、県民お一人お一人が現在(いま)の生活を不安なく送れるようにするとともに、将来に対して希望を持てるよう「未来を拓く希望の政策」と「命とくらしの現在(いま)を守る安心の政策」の2つの柱からなる新政策を全庁を挙げて推進します。



# 2月定例会の概要

## 一般質問議員 16人

2月23日(水)	2月24日(木)	2月25日(金)	2月28日(月)	3月1日(火)
尾崎 太郎	原 日出夫	藤山 将材	長坂 隆司	松本 貞次
中 拓哉	中村 裕一	松坂 英樹	山本 茂博	角田 秀樹
	奥村 規子	山下 大輔	藤井健太郎	小川 武
	岸本 健	尾崎 要二		

主な質問とこれに対する答弁は次のとおりです。(要約抜粋)

## 知事の4年間の総括と 今後の抱負

**問** 知事は、これまでの4年間の実績をどう総括するか。また、2期県政の目標を「元気な和歌山」の実現とされたが、その抱負は。

**答** 4年前に知事に当選して以来、元気なふるさと和歌山を実現しようとの一心で頑張ってきた。有効求人倍率が近畿でトップになるなど効果も少しあらわれてきたが、県勢浮揚という点では、まだ十分でない。厳しい経済・雇用情勢への対応や公共インフラの整備など、課題が山積しており、今後も、県民の協力のもと、県議会と連携しながら、ふるさと和歌山をさらに元気にするため、粉骨碎身の覚悟で邁進する。



## 和歌浦地域の活性化策

**問** 名所・景勝地の和歌浦地域の活性化策の一環として、今後、和歌浦漁港を中心とした取組をどう支援するか。

**答** 県では、水産業を核とした地域活性化支援を新政策として掲げ、県、市町村、地元関係者が一体となり、6次産業化の推進など、複合的な地域おこしの支援を考えている。和歌浦漁港でも、交流拠点施設整備による朝市の常設化など、県と地元地域が一体となつてさらなる地域の発展に向けて取り組む。

**6次産業**  
第1次産業(農業・水産業等)が第2次産業(食品加工)、第3次産業(流通・販売)にもかかわる多角的経営のこと。



## 官公需の地元中小事業者への発注拡大

**問** 21年度の和歌山市を含む官公需総額に占める中小企業向け発注額の割合は77・4%で全国32位である。地元中小事業者への発注機会拡大にどう取り組んでいるか。

**答** 国の方針に準じて、中小企業者の受注機会の増大のための措置を徹底するよう周知を図り、一層の契約比率向上に努めていく。国の実績、全国平均とも上回っているので、現在のところ独自に目標を定める予定はないが、発注機会拡大には序内等への徹底的な周知が欠かせないと考え、引き続き粘り強く取り組む。

**問** 依然として厳しい景気・雇用情勢のもと、知事は2期目のスタートとなる予算編成に取り組まれたが、知事の考える「あたたかい改革」とは何か。

**答** 行財政改革を進めながら、限られた予算の中で、つらい思いをしている人や地域に配慮しながら、福祉や教育、過疎対策などを後退させることなく、さらに伸ばしていく取組を「あたたかい改革」と位置づけている。厳しい経済環境の中、児童虐待の対応強化などを平成23年度当初予算に反映したところである。

**答** 接続費用の負担が困難な生補助対象が市町村の生活困窮世帯に対する補助となつていが、もとと効果の上がる県費補助ができないか。

**答** 接続費用の負担が困難な生補助の半分を県が補助しているが、これは法で義務づけられた接続費用の負担が困難な方を支援するものである。それ以外の支援については市町村でお願いしたい。



## 地デジ受信困難地域への支援

**問** 地デジは、電波の利用という国策から出てきた話であり、国の責任で行うよう強く要求してきたところ、共聴施設新設の補助拡充やCATVに対応するための支援措置など、大きく改善された。県としても、市町と連携して住民への説明会等を開催して制度の活用を進め、住民の負担軽減を図ってきた。

**問** 高齢化社会における買い物弱者への対応として、身近な商店との連携を図るネットワークを構築し、配送業務を担えるNPO等で雇用を生み出す取組を導入しては。

**答** 買い物弱者対策は喫緊の社会的課題であり、今後、商店街がビジネスチャンスとらえて果敢に取り組むときは、県も積極的に支援する。その際にNPO等と協働を図っていくことは新しい地域活性化モデルが示されることになるので、関係機関や他部局と連携して解決に努める。



## 高病原性鳥インフルエンザ対策

**問** 2月15日に紀の川市で発生し、18日に約12万羽を殺処分したが、終息宣言は法律上、最短でも3月14日である。この間の関係農家、関連業者への対応は。

**答** 殺処分となつた鶏の評価額の8割は、法に基づく手当金として国から補償される。現在、全額補償に向けた法改正が検討されているが、仮に国で全額対応できない場合、残額を県で補てんする。移動制限区域内の家きん農家の売上減や飼料費増に対しても補てんすることとし、金融支援についても相談窓口を設置して対応している。